

# V 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

●平成29年度

(単位：千円、%)

項目	29年度	経過措置による 不算入額
<b>〈コア資本に係る基礎項目〉</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	6,414,607	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,940,773	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	2,543,773	
うち、外部流出予定額(△)	56,898	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13,042	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87,253	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	87,253	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
うち、回転出資金の額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	362,739	
<b>コア資本に係る基礎項目の額</b>	<b>(イ) 6,864,599</b>	
<b>〈コア資本に係る調整項目〉</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,875	468
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,875	468
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額</b>	<b>(ロ) 1,875</b>	
<b>〈自己資本〉</b>		
自己資本の額(イ)-(ロ)	(ハ) 6,862,724	
<b>〈リスク・アセット等〉</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,742,715	
うち、資産(オン・バランス)項目	39,742,715	
うち、オフ・バランス取引等項目	-	
うち、CVAリスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	-	
(参考)経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	△ 660,577	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004,527	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係る額	468	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に係る額	-	
うち、前払年金費用に係る額	-	
うち、自己保有普通出資等に係る額	-	
うち、意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段に係る額	-	
うち、少数出資金融機関等の普通出資等に係る額	-	
うち、その他金融機関等の普通出資等に係る額	-	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る額	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,343,480	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	4,325,680	
<b>リスク・アセットの額の合計額</b>	<b>(ニ) 44,068,395</b>	
<b>〈自己資本比率〉</b>		
自己資本比率(ハ)÷(ニ)	15.57%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

# V 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

●平成28年度

(単位：千円、%)

項目	28年度	経過措置による 不算入額
<b>〈コア資本に係る基礎項目〉</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	6,089,937	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,845,208	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	2,321,621	
うち、外部流出予定額(△)	55,556	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21,337	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	85,725	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	85,725	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
うち、回転出資金の額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	426,075	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 6,601,738	
<b>〈コア資本に係る調整項目〉</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,181	1,454
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,181	1,454
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 2,181	
<b>〈自己資本〉</b>		
自己資本の額(イ)-(ロ)	(ハ) 6,599,557	
<b>〈リスク・アセット等〉</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,182,084	
うち、資産(オン・バランス)項目	38,182,084	
うち、オフ・バランス取引等項目	-	
うち、CVAリスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	-	
(参考)経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	△ 650,453	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004,527	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係る額	1,454	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に係る額	-	
うち、前払年金費用に係る額	-	
うち、自己保有普通出資等に係る額	-	
うち、意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段に係る額	-	
うち、少数出資金融機関等の普通出資等に係る額	-	
うち、その他金融機関等の普通出資等に係る額	-	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る額	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	1,352,620	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	4,367,542	
リスク・アセットの額の合計額	(ニ) 42,549,626	
<b>〈自己資本比率〉</b>		
自己資本比率(ハ)÷(ニ)	15.51%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	29年度			28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,039,400	-	-	6,440,450	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,884,666	-	-	8,087,977	-	-
地方公共団体金融機関向け	100,008	10,000	400	100,008	10,000	400
我が国の政府関係機関向け	601,159	60,115	2,404	601,197	60,119	2,404
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	89,181,670	17,836,334	713,453	82,546,677	16,509,335	660,373
法人等向け	2,621,361	2,499,783	99,991	3,199,546	3,037,138	121,485
中小企業等向け及び個人向け	1,176,297	591,838	23,673	1,101,227	550,176	22,007
抵当権付住宅ローン	1,851,450	641,336	25,653	1,832,269	634,183	25,367
不動産取得等事業向け	171,062	170,433	6,817	187,209	185,619	7,424
三月以上延滞等	340,796	287,288	11,491	677,401	285,312	11,412
信用保証協会等保証付	11,268,262	1,119,832	44,793	10,350,703	1,027,408	41,096
共済約款貸付	20,844	-	-	25,484	-	-
出資等	446,224	446,224	17,848	446,224	446,224	17,848
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,009,055	10,022,637	400,905	4,009,055	10,022,637	400,905
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	-	△660,577	△26,423	-	△650,453	△26,018
上記以外	7,232,448	6,717,467	268,698	6,605,344	6,064,379	242,575
標準的手法を適用するエクスポージャー計	132,944,709	39,742,715	1,589,708	126,210,777	38,182,084	1,527,283
CVA リスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスクアセットの額の合計額	132,944,709	39,742,715	1,589,708	126,210,777	38,182,084	1,527,283
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a	4,325,680	b=a×4% 173,027	a	4,367,542	b=a×4% 174,701
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a	44,068,395	b=a×4% 1,762,735	a	42,549,626	b=a×4% 1,701,985

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共団体向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。  
 (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング®(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別業種別残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	29年度					28年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	132,944	26,712	7,240	-	340	126,210	26,028	7,742	-	677
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	132,944	26,712	7,240	-	340	126,210	26,028	7,742	-	677
法人	農業	497	497	-	-	46	558	558	-	46
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	343	343	-	-	35	417	417	-	96
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,577	1,277	300	-	170	1,937	1,635	300	232
	電気・ガス・熱供給・水道業	18	18	-	-	-	17	17	-	-
	運輸・通信業	86	86	-	-	-	302	301	-	214
	金融・保険業	89,552	700	701	-	-	82,909	-	801	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	603	603	-	-	29	820	820	-	31
	日本国政府・地方公共団体	13,924	7,684	6,239	-	-	14,528	7,887	6,640	-
	上記以外	580	580	-	-	-	589	589	-	-
個人	14,920	14,918	-	-	54	13,801	13,799	-	-	49
その他	10,840	2	-	-	4	10,327	2	-	-	6
業種別残高計	132,944	26,712	7,240	-	340	126,210	26,028	7,742	-	677
1年以下	89,234	1,282	100	-	-	83,477	1,367	300	-	-

1年超3年以下	2,826	998	1,527	-	2,032	825	906	-
3年超5年以下	3,844	1,940	1,904	-	4,025	2,100	1,924	-
5年超7年以下	5,277	4,775	501	-	7,203	5,800	1,402	-
7年超10年以下	2,324	2,023	300	-	1,543	1,543	-	-
10年超	17,927	15,021	2,906	-	16,594	13,386	3,207	-
期限の定めのないもの	11,510	669	-	-	11,334	1,003	-	-
残存期間別残高計	132,944	26,712	7,240	-	126,210	26,028	7,742	-

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および償還枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関から融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能総額も含まれています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	85	87	-	85	87	100	85	-	100	85
個別貸倒引当金	565	231	285	279	231	766	565	64	702	565

## ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度						28年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	565	231	285	279	231	-	766	565	64	702	565	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	565	231	285	279	231	-	766	565	64	702	565	-
法人	農業	-	-	-	-	-	5	-	4	1	-	-
	林業	-	-	-	-	-	65	-	59	6	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	166	114	38	128	114	-	161	166	-	161	166
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	134	58	69	65	58	-	130	134	-	130	134
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	194	-	149	45	-	-	258	194	-	258	194
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	21	18	21	-	18	-	16	21	-	16	21
上記以外	5	4	-	5	4	-	92	5	-	92	5	
個人	43	35	7	36	35	-	35	43	-	35	43	
業種別計	565	231	285	279	231	-	766	565	64	702	565	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		29年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	14,885	14,885	-	15,580	15,580
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	11,899	11,899	-	10,975	10,975
	リスク・ウェイト 20%	-	89,189	89,189	-	82,554	82,554
	リスク・ウェイト 35%	-	1,832	1,832	-	1,811	1,811
	リスク・ウェイト 50%	-	278	278	-	502	502
	リスク・ウェイト 75%	-	690	690	-	722	722
	リスク・ウェイト 100%	-	11,353	11,353	-	11,261	11,261
	リスク・ウェイト 150%	-	150	150	-	147	147
	リスク・ウェイト 200%	-	4,009	4,009	-	4,009	4,009
	リスク・ウェイト 250%	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	134,288	134,288	-	127,564	127,564	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。





#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスపోージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスపోージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスపోージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスపోージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。ただし、証券化エクスపోージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスపోージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスపోージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

##### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスపోージャーの額

(単位：千円)

区 分	29 年度			28 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	3,022	-	-	600	-	-
中小企業等向け及び個人向け	37,075	147,430	-	51,680	17,362	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	15,530	-	-	-	-	-
合計	55,627	147,430	-	52,280	17,362	-

(注)

- 「エクスపోージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスపోージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスపోージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスపోージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスపోージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスపోージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

該当する取引はありません

**6. 証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません

**7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項**

**① 出資等その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

**② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価** (単位：千円)

	29年度		28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	4,455,279	4,455,279	4,455,279	4,455,279
合計	4,455,279	4,455,279	4,455,279	4,455,279

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないもの

は貸借対照表計上額の合計額です。

**③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益** (単位：千円)

29年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

**④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)** (単位：千円)

29年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)** (単位：千円)

29年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**8. 金利リスクに関する事項**

**① 金利リスクの算定方法の概要**

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動(1%タイル値、99%タイル値)による経済価値の変化額を金利リスク量として毎月計測しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(Δ)

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

**② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額** (単位：百万円)

	29年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	Δ717	Δ380